

平成28年度
埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会

日時 平成29年2月7日（火）
13時30分～
場所 埼佛会館 東西会議室

次 第

1 開 会

2 開会あいさつ

3 委員紹介

4 会長及び副会長選出

5 会長あいさつ

6 議 事

（1）報告事項

- ア 平成28年度事業結果について
- イ ジェネリック医薬品使用促進セミナーについて
- ウ 志木市との連携事業について
- エ 南西部保健医療圏ジェネリック医薬品安心使用促進協議会の設置について
- オ 関係各課の取組状況について

（2）協議事項

平成29年度事業計画（案）について

7 閉 会

平成 28 年度事業結果について

年月日	事業内容
平成 28 年 5 月 29 日	ジェネリック医薬品普及啓発資材の配布 ・「スポーツフェスティバル 2016」(熊谷スポーツ文化公園)において、ウェットティッシュやリーフレット等のジェネリック医薬品普及啓発品を配布
9 月 29 日	志木市地域医療連絡協議会（第 1 回）
9 月	ジェネリック医薬品使用促進ポスターの作製・配布 ・埼玉県医師会・埼玉県歯科医師会・埼玉県薬剤師会・埼玉県保険者協議会・埼玉県の連名で作成したポスターを、県内の全医療機関に配布し、待合等に掲示を依頼
10 月 17 日 ～23 日	薬と健康の週間 ・平成 28 年度「薬と健康の週間」において、薬局・保健所等でジェネリック医薬品普及啓発ポスターの掲示やパンフレットを配布
11 月 24 日	医療関係者向けジェネリック医薬品研修会の開催 ・浦和コミュニティセンターで医師会・歯科医師会・薬剤師会会員、保険者等を対象としたジェネリック医薬品使用促進を図る研修会を実施 ・病院・診療所等の医師・薬剤師、薬局薬剤師、製薬メーカー、保険者等 137 名参加
11 月 30 日	南西部保健医療圏ジェネリック医薬品安心使用促進協議会（第 1 回）
平成 29 年 2 月 2 日	2017 ジェネリック医薬品使用促進セミナー ・全国健康保険協会埼玉支部との共催により、大宮ソニックスティで県民向けのセミナーを開催
2 月 7 日	埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会

2月16日 ジェネリック医薬品研修会の実施
・高田製薬株式会社幸手工場において、医薬品製造の現状について聴講及び工場視察
埼玉県薬剤師会と共に催 30名参加予定

2月 啓発資材の作成・配布
・ジェネリック医薬品啓発用チラシ入りマスク(5,000枚)

厚生労働省作成ポスター、リーフレット、希望シール等の配布
・埼玉県薬剤師会、保健所等を通じて配布

南西部保健医療圏ジェネリック医薬品安心使用促進協議会(第2回)

3月 志木市地域医療連絡協議会(第2回)

ジェネリック医薬品研修会について

1 日時 平成28年11月24日（木）

午後6時30分～8時

2 場所 浦和コミュニティセンター多目的ホール

（浦和パルコ・コムナーレ10階）

3 主催 埼玉県及び埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会

4 内容 講演会

① 「ジェネリック医薬品の基礎知識～臨床上の有効性、安全性が先発医薬品と同等であると評価している視点～」

講師 緒方 宏泰 明治薬科大学名誉教授

日本ジェネリック医薬品学会理事

② 「埼玉医科大学病院におけるジェネリック医薬品の現状について」

講師 岸野 亨 埼玉医科大学病院薬剤部部長

5 参加者 県医師会・歯科医師・県薬剤師会会員、市町村担当者、

企業保険者、製薬メーカー等 137名

「2017 ジェネリック医薬品使用促進セミナー」次第

日時：平成29年2月2日（木）

14:00～16:30

場所：大宮ソニックスティ小ホール

1 開会

2 あいさつ

塩川 修（埼玉県副知事）

柴田 潤一郎（全国健康保険協会埼玉支部長）

3 基調講演

「テーマ」

ジェネリック医薬品普及に向けて

— 患者・薬剤師・医師の立場から —

講師：小山 信彌（日本ジェネリック医薬品学会 理事）

4 取組紹介

(1) 埼玉県保健医療部薬務課の取組み

謝村 錦芳（埼玉県 保健医療部 薬務課長）

(2) 埼玉県薬剤師会の取組み

畠中 典子（埼玉県薬剤師会 常務理事）

(3) 全国健康保険協会の取組み

藤井 康弘（全国健康保険協会 理事）

5 閉会

【共 催】

全国健康保険協会埼玉支部・埼玉県・埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会

【後 援】

厚生労働省

埼玉県医師会・埼玉県歯科医師会・埼玉県薬剤師会・健康保険組合連合会埼玉連合会

埼玉県国民健康保険団体連合会・埼玉県商工会議所連合会・埼玉県商工会連合会

埼玉県中小企業団体中央会・埼玉経済同友会・埼玉県経営者協会

埼玉中小企業家同友会・埼玉県法人会連合会・埼玉ニュービジネス協議会

埼玉県社会保険労務士会・埼玉県中小企業診断協会・埼玉県社会保険委員会連合会

埼玉県社会保険協会・日本ジェネリック医薬品学会・日本ジェネリック製薬協会

● 基調講演

こ やま のぶ や
小山 信彌 (日本ジェネリック医薬品学会 理事)

- 昭和 47 年 3 月 東邦大学医学部卒業
- 平成 7 年 2 月 東邦大学医学部 教授
- 平成 12 年 7 月 東邦大学医学部付属大森病院 病院長
- 平成 18 年 7 月 東邦大学医療センター大森病院 心臓血管外科 部長
- 平成 26 年 4 月 東邦大学 名誉教授
東邦大学医学部 特任教授

● 取組紹介

しゃ むら かね よし
謝村 錦芳 (埼玉県保健医療部薬務課長)

- 昭和 54 年 4 月 埼玉県に入る。川越、所沢、越谷、幸手保健所で食品、環境、薬事関係の許認可等業務に従事
- 平成 21 年 4 月 薬務課 献血・温泉・薬事情報担当主幹
- 平成 23 年 4 月 薬務課副課長
- 平成 26 年 4 月 薬務課長

はた なか のり こ
畠中 典子 (埼玉県薬剤師会常務理事)

- 株式会社かくの木 代表取締役
- 東京理科大学薬学部製薬学科卒業
(認定)
- 日本薬剤師研修センター認定薬剤師
(主な役職)
- 一般社団法人朝霞地区薬剤師会 会長
- 平成28年から南西部保健医療圏ジェネリック医薬品安心使用促進協議会委員

ふじ い やす ひろ
藤井 康弘 (全国健康保険協会 理事)

- 昭和58年京都大学法学部卒業、同年厚生省(現厚生労働省)入省
- 厚生労働省大臣官房国際課長、
独立行政法人国立がん研究センター理事長特命補佐兼企画経営部長、
厚生労働省大臣官房審議官(年金担当)、
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
- 平成28年12月より現職

志木市におけるこれまでの取組

1 ジェネリック医薬品希望カードの配布

- ・被保険者証の一斉更新時に、ジェネリック医薬品希望シールを同封して郵送。
窓口でも隨時配布。（平成26年度から。以前はカード）

2 ジェネリック医薬品差額通知の作成、発送

- ・ジェネリック医薬品へ変更した場合の本人負担額軽減の目安としてもらうため、後発代替品のある慢性疾患に係る薬剤について、レセプトデータを基に差額通知を作成し、被保険者へ年2回通知。
(平成25年度から。通知書作成は県内各保険者間の共同事業として、診療報酬の審査支払機関である埼玉県国民健康保険団体連合会が受託)

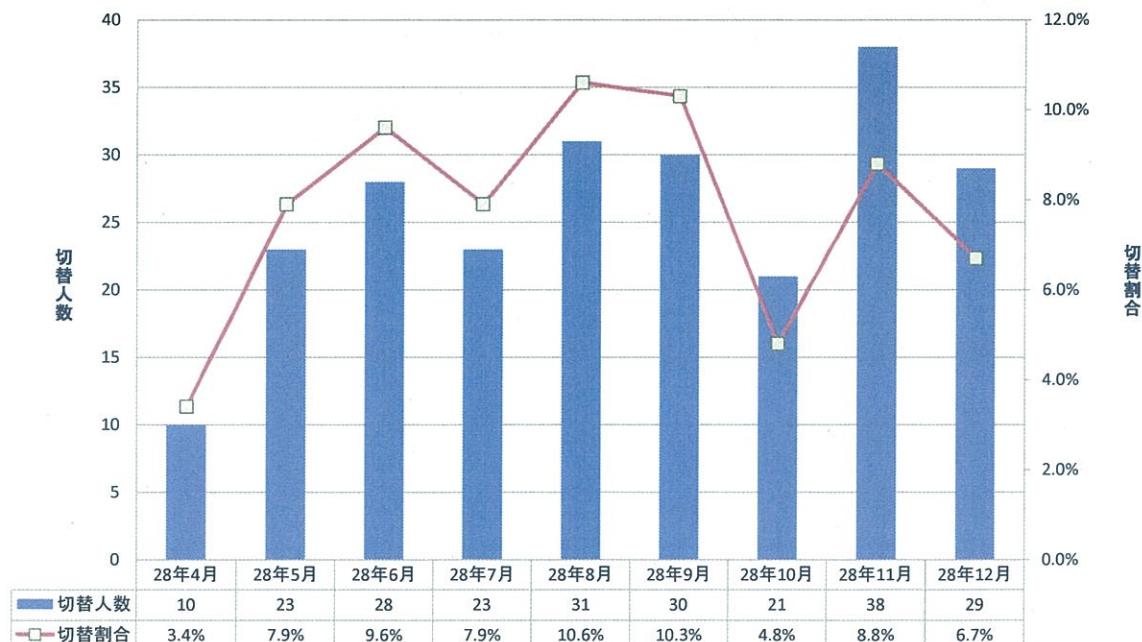
3 イベント時における啓発物資の配布

- ・第2回ノルディックウォーキング・ポールウォーキング全国大会（平成28年5月15日開催。約800名参加）において、参加者に、埼玉県薬務課様よりご提供いただいた啓発物資（ウェットティッシュ）を配布。

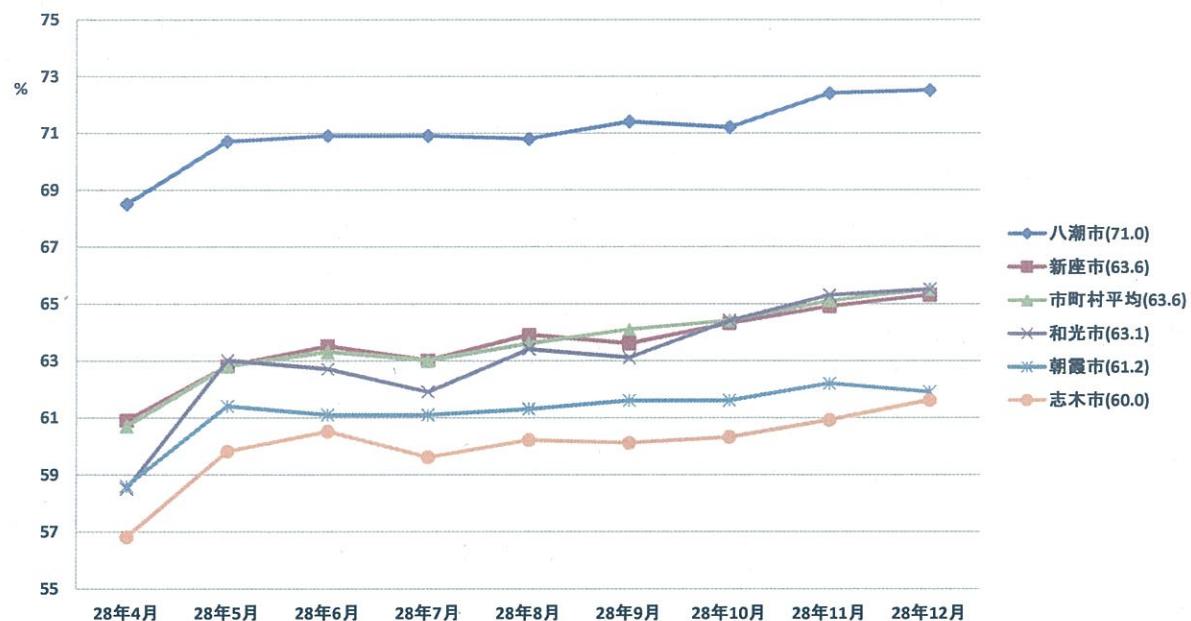
4 保険医療機関等への働きかけ

- ・志木市地域医療連絡協議会（平成28年9月29日）に、埼玉県薬務課様にご出席いただき、現在の情勢などをご説明いただいた。
(第2回を平成29年3月23日に開催予定)

審査年月別切替人数(平成28年4月～12月)



各国保険者のジェネリック医薬品利用率



※ 埼玉県国民健康保険団体連合会「後発医薬品利用率の推移」による。
全国の保険薬局から電子請求されたもの(院内処方を含まない)

南西部保健医療圏ジェネリック医薬品安心使用促進協議会設置要綱

(目的)

第1条 県民及び医療関係者が安心してジェネリック医薬品を使用することができる環境を整備するため、「南西部保健医療圏ジェネリック医薬品安心使用促進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の位置付け)

第2条 協議会は、後発医薬品安心使用促進事業実施要綱に基づく地区協議会とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次の事項について検討及び協議する。

- (1) ジェネリック医薬品の安心使用及び普及推進策に関すること
- (2) その他ジェネリック医薬品の普及に関し必要なこと

(組織)

第4条 協議会は、医療関係団体、地域医療支援病院その他関係者の委員10人以内で構成する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員の欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見等を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、埼玉県朝霞保健所において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月15日から施行する。

南西部保健医療圏ジェネリック医薬品安心使用促進協議会 委員名簿

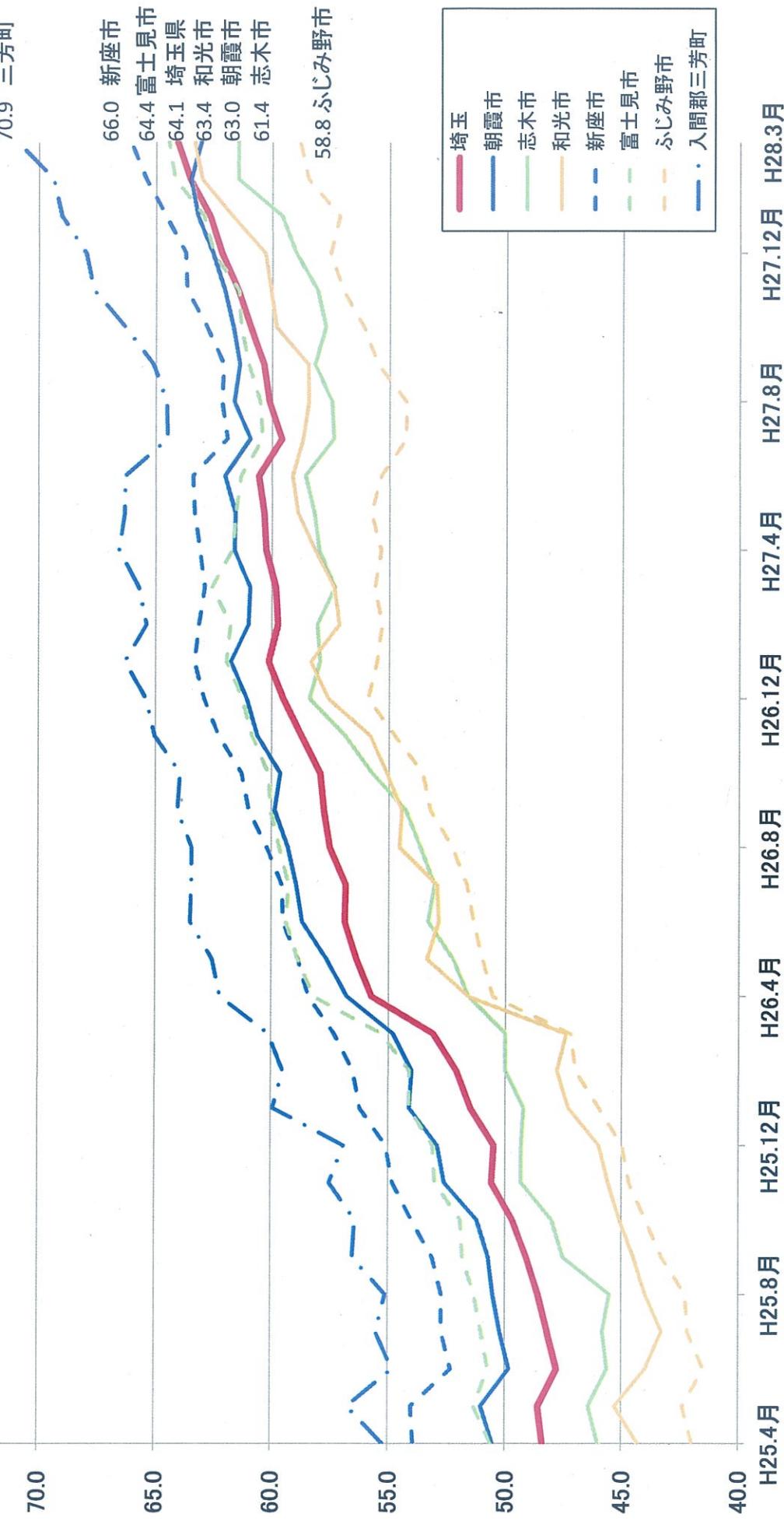
任期：平成28年11月1日～平成30年10月31日
(敬称略)

		所 属 団 体	団体等での役職
医 師 会	むらやま まさあき 村山 正昭	一般社団法人朝霞地区医師会	会 長
	はまだ えいじ 濱田 英治	一般社団法人東入間医師会	理 事
地 域 医 療 支 援 病 院	ほそだ やすお 細田 泰雄	独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	内科系診療部長
歯 科 医 師 会	よこみぞ としや 横溝 敏也	一般社団法人朝霞地区歯科医師会	副 会 長
	さとう あきひこ 佐藤 昭彦	入間郡市歯科医師会	第6支部支部長
薬 剤 師 会	はたなか のりこ 畠中 典子	一般社団法人朝霞地区薬剤師会	会 長
	さいた まさひろ 齊田 征弘	富士見・三芳薬剤師会	副 会 長
	せきね としひこ 関根 利彦	上福岡・大井薬剤師会	会 長
行 政 機 関	かせ かついち 加瀬 勝一	埼玉県朝霞保健所	所 長

資料 5-3

南西部保健医療圏のジェネリック医薬品数量シェア

(%)



「調剤医療費(電算処理分)の動向」より

**南西部保健医療圏ジェネリック医薬品安心使用促進協議会
事業計画**

工 程	年 月 ・ 内 容
現状の把握	<p>平成28年11月 第1回会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品使用促進をめぐる国・県の取組について ・独立行政法人国立病院機構におけるジェネリック医薬品の使用状況について ・今後の事業計画（案）について
問題点の抽出	<p>平成29年 2月 第2回会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品使用への関係団体の取組等について ・ジェネリック医薬品に係る意識調査・実態調査の内容について
課題及び解決策の検討	<p>平成29年 4月～5月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品に係る意識調査・実態調査の実施
報告（提言）	<p>平成29年 7月 第3回会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意識調査・実態調査の結果について ・使用促進に係る課題及び解決策について <p>平成29年10月 第4回会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終報告書（案）について

国民健康保険におけるジェネリック医薬品の利用促進について

埼玉県保健医療部国保医療課

1 国保の1件当たり調剤費と伸び率

年 度	市町村		組 合		県 計	
	調剤費(円)	伸び率	調剤費(円)	伸び率	調剤費(円)	伸び率
27	12,569	6.6%	10,526	7.3%	12,433	6.6%
26	11,792	0.0%	9,807	▲0.6%	11,659	0.0%
25	11,795	3.4%	9,865	3.7%	11,665	3.5%
24	11,406	▲1.4%	9,513	▲2.15	11,274	▲1.4%
23	11,572	4.0%	9,714	5.2%	11,437	4.2%

※国民健康保険決算状況（速報値） 県集計

2 国保における普及啓発の取組

(1) 希望カード・シールの配布

保険者では、「後発医薬品希望カード・シール」を被保険者に配布している。国保連合会の共同事業としても実施している。

	27年度		
	カード	シール	※重複
保険者数	42	37	11
(再掲) 市町村	39	34	10
(再掲) 組合	3	3	1

(2) ジェネリック医薬品利用差額通知の送付

保険者では、処方された薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合の、自己負担額の軽減額を試算した通知を送付している。

平成27年度は、63市町村、5組合が差額通知を実施した。

国保連合会では、保険者の事務処理軽減等を目的として共同事業として差額通知の作成を行っている。

(3) 県の財政支援

ジェネリック医薬品の利用促進に係る郵送料について、市町村に対し県調整交付金を交付している。平成27年度は、57市町村に対し728万6千円を交付した。

ジェネリック医薬品の品質確保について

厚生労働省においては、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の品質確保のため、現在以下の取り組みを実施。

- ・ 後発医薬品品質情報提供等推進事業

後発医薬品の品質の信頼性のさらなる向上を図るため、学会発表等やPMDAの後発医薬品相談窓口に寄せられた意見等について、科学的に検討。試験検査をジェネリック医薬品品質情報検討会で実施。

（埼玉県実施分 H28年度は10検体。）

- ・ 後発医薬品品質確保対策事業

先発医薬品と後発医薬品の同等性を確保するため、一斉監視指導において、立ち入り検査によるGMPの指導を行うとともに、品質確認のための試験検査を実施。

（埼玉県実施分 H28年度は30検体）

学術的評価と監視指導を連動させた一元的な品質確保の推進

- ・ 「ジェネリック医薬品品質情報検討会」を司令塔として、後発医薬品の品質に関する監視指導と学術的評価を一元的に実施。これにより、後発医薬品の品質確認検査及び品質に関する情報の公表を、平成32（2020）年度までに集中的に行う。

国衛研・感染研・地衛研の体制強化

【現状の検査体制】年間400品目程度



【検査体制の強化】年間900品目以上

埼玉県生活保護受給者後発医薬品使用促進事業

社会福祉課

資料8

課題

- 自己負担のない保護受給者には、後発医薬品を積極的に選ぶメリットがないため、自己の意向で後発医薬品に変更しない受給者が多い。
- 薬局が後発医薬品を調剤しなかった理由


患者の意向	……… 65%
薬局の備蓄なし	……… 25%
その他	……… 10%

事業内容

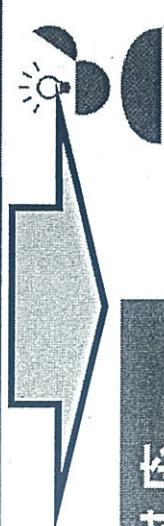
- 後発医薬品の理解のための面接・指導

薬剤師が保護受給者への面接・指導を実施し、後発医薬品について漠然とした不安を抱いている者や、偏見を持ついる者に正しい情報を伝え、後発医薬品への変更を促す。

- 薬局への協力依頼

生活保護法指定薬局に対し、電話・訪問などによる周知・協力依頼を行う。

- 保護指導全般に関わるケースワーカーには、保護受給者に後発医薬品の使用を促す時間的余裕が少なく、また、薬に対する専門的知識も乏しい。



対応

- 薬剤師が受給者とケースワーカーに働きかけをするとともに、薬局に対する協力依頼を行う。
→ 受給者への専門的な知識に基づく個別指導
→ ケースワーカーのスキルアップ、指導のフォロー

- 面接と指導により受給者に正しい知識を与える、保護受給者が進んで後発医薬品を希望するようになり、結果として医療扶助費を削減することができる。

予算 1,592千円

平成 29 年度の事業計画（案）

1 研修会等

(1) 勉強会

都市医師会、地区薬剤師会等を対象とした勉強会の開催

(2) 工場視察

ジェネリック医薬品メーカーの工場視察の実施

2 普及啓発活動

(1) リーフレットの作成

一般県民向けのジェネリック医薬品使用促進に係るリーフレットの作成・配布

(2) 普及啓発資材

イベント等で配布するジェネリック医薬品の使用促進に係る普及啓発資材の作成

(3) 全国健康保険協会（協会けんぱ）埼玉支部と連携した啓発活動

メディアや広報紙等による P R 活動のほか、協会けんぱ会員や県民に啓発資材、リーフレット等の配布

3 その他

(1) 汎用ジェネリック医薬品リストの作成

県内の医療機関におけるジェネリック医薬品の採用リストを作成し、ホームページ等で情報提供し、地域の医療機関、薬局等におけるジェネリック医薬品の使用を促進する

(2) 地区協議会の開催（南西部保健医療圏：朝霞保健所）

医療関係者で構成する地区レベルの協議会を設置し、地域の実情に応じた取組を強化し、ジェネリック医薬品のさらなる使用促進を図る

(3) 市町村協議会の継続

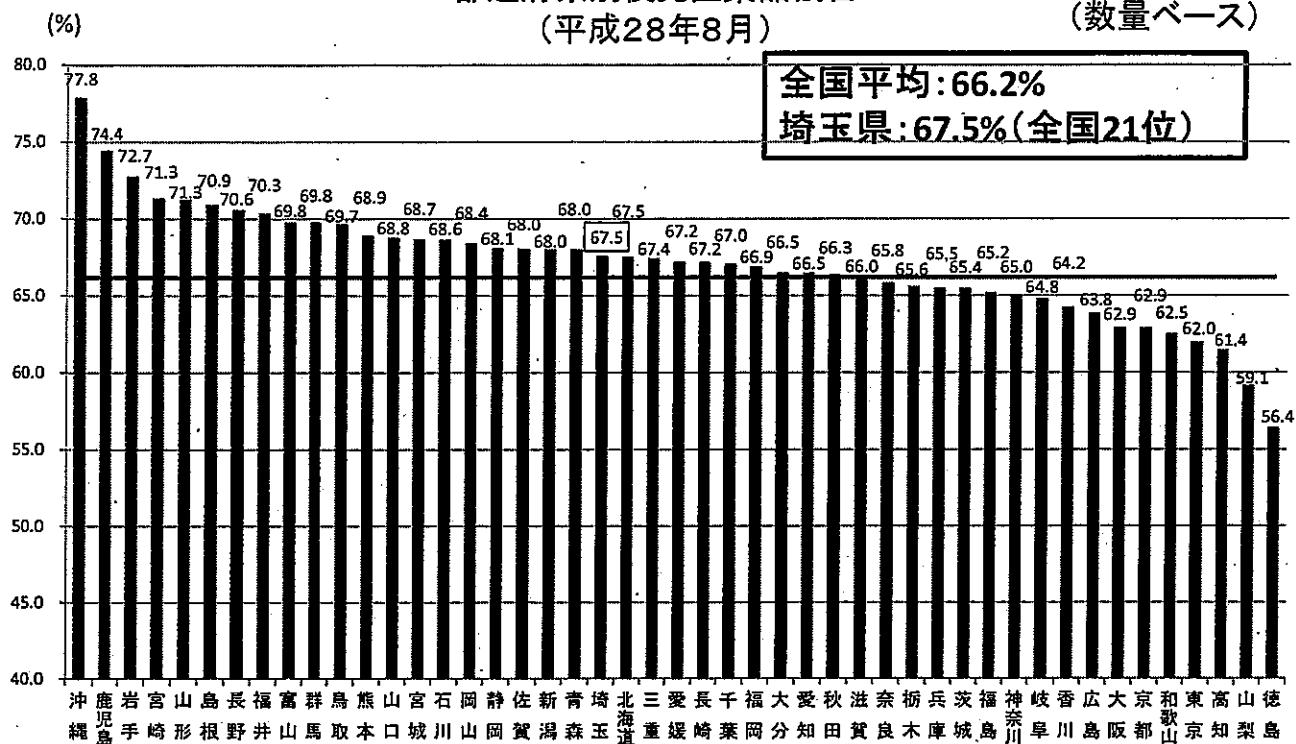
志木市との連携事業の継続

平成 26 年度からの県及び市の協議会への相互出席や普及啓発活動等の取組を継続

(4) 県民に対する普及啓発

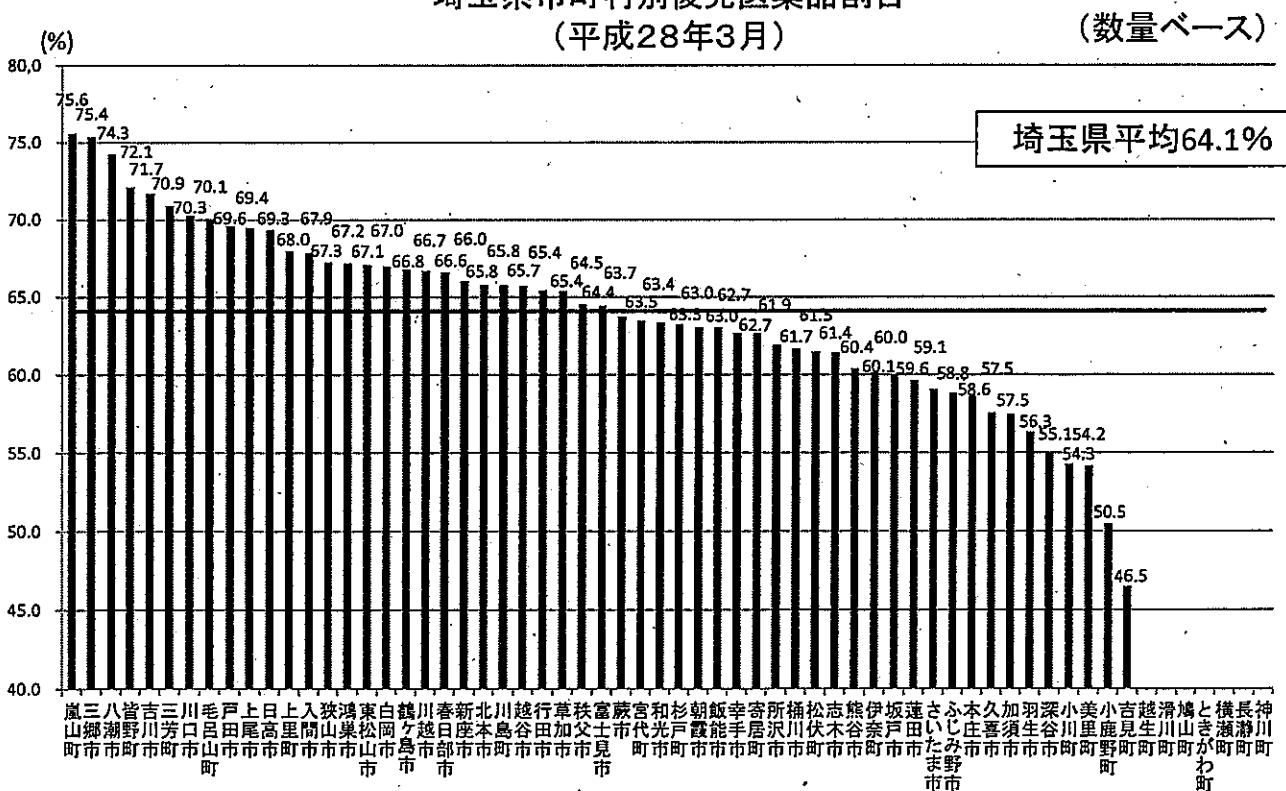
毎年 10 月に開催する「薬と健康の週間」で、ジェネリック医薬品の普及啓発活動を実施

「最近の調剤医療費(電算処理分)」における新指標による
都道府県別後発医薬品割合
(平成28年8月)



- 注1) レセプト電算処理システムで処理された薬局における調剤レセプトのデータをもとに分析したものである。(保険局調査課まとめ)
医政局経済課の調査(薬価調査)は、すべての医療用医薬品の取引を対象としているため、数値が異なる。
- 注2) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注3) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

「最近の調剤医療費(電算処理分)」における新指標による
埼玉県市町村別後発医薬品割合
(平成28年3月)



- グラフ表示される市町村は、帳票出力対象年月に保険請求のあった薬局の所在する市町村(なお、東秩父村は無薬局市町村)
注1) レセプト電算処理システムで処理された薬局における調剤レセプトのデータをもとに分析したものである。(保険局調査課まとめ)
医政局経済課の調査(薬価調査)は、すべての医療用医薬品の取引を対象としているため、数値が異なる。
- 注2) 保険薬局の所在する市町村ごとに集計したものである。
- 注3) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

ジェネリック医薬品数量ベースの推移と目標

参考資料2

